

旭 助 第 2 2 4 号  
平成 2 9 年 6 月 2 0 日

各医療機関の長 様  
各薬局の長 様

旭川市長 西 川 将 人  
(子育て支援部子育て助成課担当)  
(福祉保険部国民健康保険課担当)

重度心身障害者・ひとり親家庭等・子ども医療費助成事業における  
自己負担月額上限額の改正について

初夏の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から本市の子育て支援及び福祉行政について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、本市の重度心身障害者・ひとり親家庭等・子ども医療費助成事業は、北海道医療給付事業の補助事業として実施しており、当該事業の自己負担月額上限額は、高齢者の医療確保に関する法律施行令に準拠しております。平成 20 年 8 月から当該法令が改正され、併せて当該事業の自己負担月額上限額が改正される予定でありますことから、本市につきましても次のとおり改正いたしますので、対応方よろしくお願いいたします。

なお、各医療費助成事業受給者へは受給者証更新時にチラシを同封し周知いたします。

改正内容

区 分	現行 (平成29年7月まで)	改正後 (平成29年8月から)
課税世帯の医療費 自己負担月額上限	○入院 月額 44,400円 ○外来 月額 12,000円	○入院 月額 57,600円 (多数該当の場合44,400円注1) ○外来 月額 14,000円 (年間上限14万4千円まで注2)
課税世帯の訪問看護 利用料負担の月額上限	月額 12,000円	月額 14,000円

注 1) 対象月を含む過去 12 か月間で 3 回以上月額 57,600 円に該当した場合は、4 回目以降 (多数該当) は 44,400 円となります。

注 2) 8 月から翌年 7 月までの 1 年間の外来のみ自己負担上限額は 144,000 円となります。

※ 3 歳未満及び非課税世帯 (受給者証区分: 障初・老初・親初・子初) の方は、改正の影響はありません。

TEL

○ひとり親家庭等・子ども医療に関すること  
子育て支援部子育て助成課  
電話 25-6446 (直通)

○重度心身障害者医療に関すること  
福祉保険部国民健康保険課後期高齢者医療係  
電話 25-8536 (直通)